

1 審議案件

(1) 留置施設の被留置者を刑事施設へ移送する場合の処方薬の取扱いの改善

1 申出要旨

留置施設の被留置者を刑事施設へ移送する時（刑事施設に移送されると被収容者となる。）に、留置業務管理者（警察署長等）が委嘱した医師が当該被留置者に処方した薬が残っている場合、全て廃棄処分することとされており、移送先の刑事施設では新たに医師による診察、投薬が行われることとなっている。

被留置者等に対する医療行為は公費により行われているため、残った薬を処分してしまうことは、公費の無駄遣いになる。また、移送先の刑事施設において、直ちに医師による診察、投薬が受けられるとは限らず、継続的に服薬を要する被収容者が一時的に服薬することができなくなるおそれがあるため、被収容者の健康管理の観点から問題があるので、現行の仕組みを見直してもらいたい。

（注） 平成 24 年 5 月に行政相談委員意見として提出されたものである。

2 制度の概要

(1) 留置施設から刑事施設へ移送する者への医療上の処遇

留置施設への留置から刑事施設への移送までの間に被留置者が受ける医療上の処遇の概要は次のとおり。

（留置施設における健康診断）

- ・ 留置の開始に際し、疾病、外傷等の有無その他の健康状態につき事情を聴取する。
- ・ 健康状態や措置は、警察庁訓令に様式を定める「被留置者名簿」に記入する。
- ・ おおむね一月につき二回、留置業務管理者が委嘱する医師による健康診断を実施する。

（留置施設における診療等）

- ・ 委嘱する医師等による診療を行い、その他必要な医療上の措置を執る。
- ・ 病院又は診療所への通院や、やむを得ない場合に入院させることができる。
- ・ 申請が認められると、被留置者が指名した医師の診療が許される。（公費負担ではない。）



移送

（刑事施設における健康診断）

- ・ 被収容者に対し、その刑事施設における収容の開始後速やかに健康診断が実施される。

(2) 留置施設と刑事施設の比較

留置施設と刑事施設の比較は、表－1 のとおり。

表－1 留置施設と刑事施設の比較

区分	留置施設	刑事施設
施設数	1, 226施設 (平成24年4月1日現在)	188施設 (刑務所62、少年刑務所7、拘置所8、 刑務支所8、拘置支所103) (平成24年4月現在)
設置	都道府県警察に設置 (刑事収容施設及び被収容者等の処遇 に関する法律(以下「施設法」という。) 第14条第1項)	法務省に設置 (法務省設置法第8条)
対象	①都道府県警察の警察官が逮捕する者 又は受け取る逮捕された者であって、 留置されるもの ②①の者で施設法第15条第1項の規定 の適用を受けて刑事訴訟法の規定に より勾留されるもの ③法令の規定により留置施設に留置す ることができることとされる者 (施設法第14条第2項、第15条第1項)	①懲役、禁錮又は拘留の刑の執行のため 拘置される者 ②刑事訴訟法の規定により、逮捕された 者であって、留置されるもの ③刑事訴訟法の規定により勾留される者 ④死刑の言渡しを受けて拘置される者 ⑤法令の規定により刑事施設に収容すべ きこととされる者及び収容することが できるとされる者 (施設法第3条)
留置期間 収容期間	【留置施設】 ・警察は、被疑者を身体拘束後48時間 以内に検察官に送致しなければならない。 (刑事訴訟法第203条) ・刑事施設に収容することに代えて、留 置施設に留置することができる。(以 下「代替収容」という。施設法第15 条) ・平成22年度の平均留置日数は、26日 間程度である。	【拘置所】 ・検察官が被疑者を勾留できる期間は、 勾留延長期間を含め、最長21日である。 (刑事訴訟法第205条) ・禁錮刑の場合、当該禁錮期間拘置され る。(刑法第13条第2項) ・裁判所は、被告人を2箇月(1箇月ごと に更新可)勾留できる。(刑事訴訟法第 60条) 【刑務所】 ・懲役刑の場合、当該懲役期間拘置して 所定の作業を行わせる。(刑法第12条 第2項)

(3) 留置施設における処方薬等の保管の実情

警察庁のホームページに掲載されている施設法第19条に基づく留置施設の巡察結果報告(「平成23年度における留置施設の巡察の実施結果について」平成23年5月31日付けの資料)によると、処方薬等の保管状況に係る指摘事項として、処方薬の残数が管理簿冊に記載されている数と一致しない施設が、調査対象の全国270施設中13県21施設あったとされている。

3 関係機関の意見

(1) 警察庁

施設法では、「留置業務管理者は、(被留置者が疾病等にかかっているとき等においては、)速やかに、当該留置業務管理者が委嘱する医師等による診療を行い、その他必要な医療上の措置を執るものとする」(同法第201条第1項)こととされている。

留置業務管理者が被留置者に診療を受けさせること及び処方された薬類を同人に服用させることは、この責務を果たすために行っているものであり、診療に要する費用、いわゆる薬代等は公費で支払っている。したがって、診療に際し処方を受けた薬類は、当然には、被留置者の私物とはならないと考えている。

結果として、留置施設に残留した処方薬については、各施設において廃棄することとしている。

なお、被留置者に対して処方された薬類については、各留置施設において、施錠のできる保管庫内で保管管理されており、服用の都度、1回分を留置担当官が被留置者に手渡して服用させている。

(2) 法務省

① 薬類の継続使用が行われないことの趣旨、根拠、刑事政策上の必要性についての見解

被収容者は、その意に反して身柄を拘束され、身体を自由を奪われ、加えて、それぞれの法的地位に基づいた収容の目的から自由が制限される。これにより、被収容者が外部の医師による診療を受けたり、自由に医薬品の処方を受けたりすることが制限される。

しかしながら、これら制限されることの反面として、刑事施設では、被収容者の生命及び身体を保全し、疾病にかかった場合には、必要な医師の診察を受けさせ、適切な措置を講ずるなどし、もって自由が拘束され、自己決定に基づいて自力ではその回復措置のとれない状態にある被収容者の生命及び身体の保持に努める注意義務を負っている。

そのため、当該刑事施設への収容の際、速やかに健康診断を行うこととされ(施設法第61条)、被収容者が負傷、若しくは疾病にかかっているとき又はこれらの疑いがあるときには、刑事施設の長は、刑事施設の職員である医師に診療を行わせ、その他必要な医療上の措置を執るものとされている(施設法第62条)。

当該刑事施設に入所する前に被収容者に処方されていた医薬品の情報については処遇上又は医療上参考とされるが、医薬品の処方は、上記法の趣旨に従い、刑事施設の長の権限と責任の下、刑事施設の医師(又は刑事施設の長が例外的に診療を依頼した外部の医師)により行われるものである。

また、刑事施設では、被収容者が所内で生活するのに用いる様々な物品は全て国が貸与し、又は支給することを原則とし、例外的に一定の品目について被収容者が自ら調達すること(留置施設から刑事施設に移送される際に携帯される場合も含む。以下「自弁」という。)を許しているところ、医薬品は、ごく一部の例外を除き、自弁を許していない。

これは、医薬品は、一歩使用を誤れば生命・身体に重大な結果を招きかねないものであり、異物を混入するなどの細工の有無を含め、外部から持ち込まれる全ての

医薬品を確実に検査することは現実的に困難であること、数多くの被収容者を管理している刑事施設においては、受刑者による薬の隠とく・不正授受等の事案等反則行為等を防止するため、職員が一見して薬の種類を判別し、管理しやすいように薬の規格をそろえる必要があること等によるものである。

② 薬類の継続使用実施の場合の影響や支障、デメリットについての見解

留置施設から刑事施設に移送される被収容者が留置施設で支給されていた医薬品についても、被収容者が自ら異物を混入するなどの細工を加えている可能性がないとは言いきれないものであり、現に留置施設から引き継いだ被収容者の衣類等から覚せい剤が発見される例などもまれに認められる現状に鑑みると、そのような可能性も否定できない上、同じ効能の医薬品であっても、刑事施設で通常処方される医薬品と外観が異なるものであった場合には、前述の問題も生じるため、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上の支障から自弁を制約せざるを得ないと思われる。

そのため、被収容者が刑事施設に入所する際にも所持する物品を検査するものとし（施設法第44条）、保管に不便なものや腐敗・滅失するおそれがあるものは保管せず、また、これに該当せずとも当該刑事施設において使用を許されていない物品については、施設が保管（領置）し、釈放時に本人に返還することとしていることから、留置施設から刑事施設へ移送される場合に所持していた医薬品についても、原則として、保管に支障がある場合を除き、当該施設で保管（領置）しており、廃棄処分は行っていない。

一方、刑事施設から別の刑事施設に移送される場合（懲役刑の確定により拘置所から刑務所へ移送される場合等）については、移送日が事前に確定していることから、移送元施設で本人に処方した医薬品を廃棄処分とすることのないよう、移送日に合わせた処方を実施しているほか、移送先施設へ入所後速やかに医師による健康診断が実施されており、移送元施設での処方等を参考として処方内容を判断している。

また、本人に特殊な医薬品が処方されており、移送先において早急な入手が困難である場合や、移送先の医師による健康診断がすぐに行えない場合など、特段の事情があるときには、移送元施設から必要な処方薬を所持させ引継ぐ等、各刑事施設の個々の判断により、必要な措置を実施している。

なお、廃棄処分等に関するデータは保持していない。

③ 薬類の継続使用の余地（余地がない場合の理由）についての見解

留置施設から刑事施設へ移送される場合における薬類の継続使用については、前述の管理運営上のデメリットがあり、委員意見要旨にある「公費の無駄遣い」との金銭的側面からの視点から評価することは妥当ではない。

④ 刑事施設内での処方薬の保管・管理の概要についての見解

被収容者の保健衛生及び医療に関する訓令第16条及び被収容者の保健衛生及び医療に関する訓令の運用について（依命通達）（以下「通達」という。）の記10に基づき、刑事施設の長の判断により、医師等が処方した薬剤を被収容者が自分で管理することを認めているほか、気管支拡張薬、麻薬、抗がん薬等、医師等により職

員による服薬確認が必要とされた薬剤については、被収容者に管理させることなく、刑事施設において適当な方法により保管し、服用させることとしている。

薬剤の所持期間は個々に判断することとし、通達により内服薬については、一度に所持させる量は4週間分を限度とすることとされている。

また、医師等により職員による服薬確認が必要とされた薬剤については、服用の都度、必要数を本人に交付し、服薬確認を行うこととしている。

4 刑事施設における投薬等の状況

(1) 警察庁宛ての確認依頼

留置施設から刑事施設に移送される者について、都道府県ごとに最も人口規模の大きい地域を管轄する警察署1か所を選定し、平成24年8月に移送された時期が早い順に、各施設10人分を対象として、処方期間、残留して廃棄することとなった処方薬の残留分の日数及び残留した理由を確認依頼しようとしたものの、警察庁の協力が得られず、必要なデータが把握できなかった。

(2) 法務省宛ての確認依頼

全国から8か所の刑事施設を抽出し、それぞれ平成24年8月に留置施設から移送された各10人の入所者について、入所日、診療日、投薬開始日を確認したところ、表-2のとおり、80人中7人(8.7%)が入所日、診療日、投薬開始日が一致していなかった。

表-2 入所日における診療、投薬の状況

区分	人 (%)
入所日に診療、投薬が行われているもの	73 (91.3)
入所日に診療、投薬が行われていないもの	7 (8.7)
計	80 (100)

(注) 法務省に対し、平成24年8月1日以降に移送された時期が早い順に、各施設10人分を対象として、確認依頼した結果に基づき作成した。

また、これら7人の状況をみると、表-3のとおり、5人については、1日から3日間、診療日より投薬開始日が早かった。この理由について各施設では、「医師不在時に入所したため」、「事前に警察から引き継いだ情報を元に、医師が予め処方しておいたもの」であるとしている。

残る2人については、入所日の翌日が診療日及び投薬開始日であった。この理由については、「医師不在時に入所したため」、「日曜日に入所したため」であるとしている。

表－３ 入所日、診療日、投薬開始日が一致していない入所者の状況

No.	入所日	診療日	投薬開始日	左の3つの日付が同一でない理由
1	8月3日(金)	8月6日(月)	8月3日(金)	医師不在時に入所したため 投薬開始日が診療日より早い理由 事前に警察から引き継いだ情報を 元に、医師が予め処方しておいた もの
2	8月6日(月)	8月7日(火)	8月6日(月)	〃
3	8月7日(火)	8月8日(水)	8月7日(火)	〃
4	8月8日(水)	8月9日(木)	8月8日(水)	〃
5	8月10日(金)	8月13日(月)	8月10日(金)	〃
6	8月2日(木)	8月3日(金)	8月3日(金)	医師不在時に入所したため
7	8月5日(日)	8月6日(月)	8月6日(月)	日曜日に入所したため

① 投薬状況に係る引継ぎ

刑事施設に移送する際には、移送予定日の2週間前の日をめどに受入れが可能かどうか、施設間で確認している。確認の際には、身上関係等を記載した移送連絡票を使用して引継ぎを行うこととしている。法務省では、警察庁と引継ぎ時の対応を取り決めた上、統一を図るよう刑事施設の長宛てに通知している。

移送連絡票には投薬状況（薬品名、投薬の時期）の記載項目があるので、移送先では、移送予定者の投薬状況の事前把握が可能である。

② 表－３のNo.1～5について

移送連絡票の記載を参考にして、医師があらかじめ処方している。(※)

(※) 1 厚生労働省からの聴取結果

病院又は診療所として指定を受けていて、施設内に薬局があり、常勤の医師の指示により投薬を行ったのであれば問題は無い。

2 刑事施設における病院、診療所の指定

医療刑務所（3ヶ所）及び東京拘置所医務部は医療法上の病院の指定を、他の刑事施設は診療所の指定を受けている。

③ 表－３のNo.6及びNo.7について

No.6は、予定せず医師が不在となった例外的事例であり、鼻炎のみの症状であったため、准看護師の資格を有する刑務官が医師に報告した上で、翌日の医師の診察までの間は経過観察することとしたものである。

No.7は、その日の夕方に移送することが当日の朝に決まった例外的事例であり、不眠のみの症状であったため、准看護師の資格を有する刑務官が医師に報告した上で、翌日の医師の診察までの間は経過観察することとしたものである。

(3) A行政評価事務所による照会結果

① B警察本部

被留置者に処方した薬は、県費によって貸与しているものであるため、他の施設への移送時には、返納してもらうこととしている。

② C刑務所

留置施設から移送された者が持ち込んだ物は全て検査しているが、薬については、その質までは検査することができないので、持ち込みは認めていない。また、留置施設は県が所管し、刑務所は国が所管しているため、会計上、薬の移管は困難である。

③ D矯正管区

刑事施設に入所する段階で、被収容者が持ち込んだ薬は処分している。この措置は、入所前後で主治医が異なること、当該薬が処方どおりに投薬されたものか不明であり、また、使用期限内のものであるか確認することができないため採られているものである。

(4) 申出人である警察署嘱託医の申出（補足）

被収容者に処方した薬は、警察官の管理下にあり、刑事施設への移送の際には、医療記録を送付していることから、その管理は万全である。また、薬の使用期限は、2年から5年まで程度である。したがって、被収容者に処方した薬を刑事施設において継続して使用することに特段の問題はないと考える。

嘱託医によると、「私が嘱託医をしている警察署だけでも年間10万円以上の薬を処分している。」とのことであった。

※当室における算出見込額

10万円に留置施設数（1,226施設）を乗じると、年間約1億2千万円になる。

(2) 郵便ポストの取集時刻における土曜日の表示の明確化

1 申出要旨

私がよく利用する郵便ポスト（高松市内）の取集時刻の表示区分は、平日と休日に区分されている。土曜日に投函しようとしたところ、平日であれば、取集時刻に間に合うが、休日であれば、最後の取集が終了している時間帯であり、土曜日が平日と休日のどちらに区分されるかわからなかったため、最寄りの郵便局に持参した。郵便物の取集における「土曜日」の取扱いをはっきりわかるように表示してもらいたい。

※ 平成 23 年 11 月、四国支局受付相談事案。

2 制度の概要

郵便差出箱（以下「郵便ポスト」という。）は、郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）第 38 条、第 70 条等に基づき、日本郵便株式会社（旧郵便事業株式会社）の各支店又は同社の承認を受けた者が設置及び管理するもので、①昭和 24 年以降に設置された古いタイプのもの（1 号～9 号）（以下「旧型郵便ポスト」という。）と、②平成 8 年以降に設置された新しいタイプのもの（10 号～14 号）（以下「新型郵便ポスト」という。）が混在しており、平成 24 年 3 月 31 日現在、全国に 185,409 本（うち旧型ポスト：96,853 本）設置されている。

（注）コンビニエンスストア等に設置されている、いわゆる「店内ポスト」は別仕様となっている。

郵便法施行規則（平成 15 年総務省令第 5 号。以下「施行規則」という。）第 30 条第 1 項第 4 号により郵便ポストには取集時刻を表示することが定められ、日本郵便株式会社の各支店は、本社が定めた「集配基盤マニュアル」（平成 19 年 10 月 1 日適用）に基づき具体的な時刻表示を行うこととされており、表－1 のとおり、旧型郵便ポストの表示板では「平日」及び「休日」の 2 区分で、新型郵便ポストの表示板では「平日」、「土曜日」及び「休日」の 3 区分で表示するものとされている。

表－1 郵便ポストの種類等

（単位：本、％）

区分	表示区分	設置数	備考
旧型郵便ポスト （1～9号）	「平日」「休日」の2 区分	96,853 (52.2)	
新型郵便ポスト （10～14号）	「平日」「土曜日」「休 日」の3区分	71,262 (38.5)	平成8年以降設置
コンビニ等 店内ポスト	「平日」「土曜日」「休 日」の3区分	15,785 (8.5)	
その他	—	1,509 (0.8)	私設ポスト及び特 殊ポスト
計	—	185,409 (100)	—

3 日本郵便株式会社の意見

(1) 四国支社管内の支店の対応について

弊社の使命である郵便物の配達に関して郵便法においては、郵便物を差し出された日から3日以内に送達することが定められているが、この日数には「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）」に規定する「休日」、「日曜日」及び「1月2日」は算入しないとしている。また、郵便法施行規則第30条第4項第1号においては、「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び1月2日を除き、月曜日から土曜日までの6日間において、1日に1回以上郵便物の配達を行うこと。」と定めがあることから、弊社として、土曜日は平日扱いであることが広く周知されていると考えています。

今回のように支店の中には「平日（土曜日含む）」等の表示をしていることがあるが、これは、あくまでも参考として記載されているものと理解しています。

(2) 本社からの指導（一律見直し）の必要性について

上記(1)のとおり、「土曜日」が「休日」に含まれていないことは広く周知されていることから、変更の必要はないと考えますが、お客さまニーズの強度等を的確に把握しつつ、コストパフォーマンスを勘案しながら検討することとします。

(3) 本件申出と同様の苦情の有無

本社で把握しているポストに関する苦情等の中には、今回のように「土曜日がわかりづらい」との苦情はなかった。

(4) 「土曜日」の取扱いの明確化の必要性

上記(1)のとおり、弊社として、土曜日は平日扱いであることが広く周知されていると考えています。

(5) その他

お客さまの中には、土曜日は「平日」又は「休日」のいずれに含まれるか迷う場合もあるのではないかと、との総務省の本件についての趣旨は理解したが、現状では上記のような理由からすぐの改善は難しい。ただし、その要望について担当課に強く伝えるとともに、お客さまへのサービス向上の一環として、改善を求めていくこととしたい。また、お客さまニーズの強度等を的確に把握しつつ、コストパフォーマンスを勘案しながら検討することとしたい。

4 本省の意見

以上のように、日本郵便株式会社は、土曜日は平日であり、国民も同様に理解しているとの立場に立っているが、法令等や生活上、以下のような状況もみられる。

① 行政機関の休日に関する法律第1条第1項第1号において、土曜日は休日であると規

定されていること

- ② JRや東京メトロの時刻表をみると、土曜日は平日ダイヤとしてではなく、休日ダイヤとして扱っていること。また、バス事業者の時刻表においても、同様の例がみられること
- ③ 「平日」の解説内容について、広辞苑（岩波書店）第5版（1998年刊行）と第6版（2008年刊行）を比較すると、第5版では「日曜・祝祭日以外の日」となっているものの、第6版では「日曜・祝祭日以外の日。土曜日を除く場合もある。」と変化していること
- ④ 金融機関においては、銀行法第15条第1項に基づき、日曜日が休日であるとされていることに加え、銀行法施行令第5条1項第3号に基づき、土曜日についても休日とされていること
- ⑤ 四国支局において、平成24年2月16、17日に高松市中心部の2区分表示ポストの利用者に対し、土曜日は郵便ポストの表示上、平日若しくは休日のどちらに含まれるかについて、ヒアリング調査を行ったところ、表-2のとおり土曜日は休日に含まれると回答した者が、54人中33人（61.1%）みられた。

表-2 2区分表示ポストの利用者の「土曜日」のイメージ状況

（単位：人、%）

総数	土曜日は平日に含まれる	土曜日は休日に含まれる	わからない
54 (100)	17 (31.5)	33 (61.1)	4 (7.4)

（注）四国支局のヒアリング調査結果による。

(3) 軽自動車の廃車に係る届出の郵送による受付

1 申出要旨

軽自動車を廃車にするときは、郵送による届出が認められていない。一部の市区町村では、125cc以下の原動機付自転車のナンバープレートの返納も含め廃車手続を郵送で行うことができる。

軽自動車は、バイクと同じように登録制度がないのだから、出頭による手続ではなく郵送による手続により廃車できるようにしてほしい。

(注)本申出は、東北管区行政評価局が平成23年4月19日に受け付けた行政相談(要望・陳情)事案。

2 これまでの議論

(1) 第86回会議(平成24年6月22日)における意見等

- ① バイク(二輪車)と軽自動車(四輪車等)等における管轄機関、車検の有無、廃車届の郵送の可否などを整理すべき。また、軽自動車と普通自動車等との登録制度、出頭主義等の根拠法令等の対比及び廃車に係る手続の相違点等の比較が必要。
- ② 軽自動車の廃車に係る手続の流れと必要書類などを整理すべき。また、軽自動車の廃車手続を行う軽自動車検査協会の事務所等の所在地なども整理すべき。
- ③ 岩手県等の広い県で事務所が1か所しかないところは、軽自動車の廃車手続について届出者に大きな負担(出頭した場合との費用負担と郵送による場合とを比較)があると思うが、調べる必要がある。
- ④ 国土交通省に対し推進会議の結果(あっせんの方角での議論が進んでいること)を連絡し、郵送による受付とした場合の支障の内容等を事務的にしっかりと詰める必要がある。

(2) 第85回会議(平成24年3月15日)における意見等

- ① 国土交通省の回答は、法令等における運用実態と裁判例を引用し、郵送を認めないとのスタンスだけであり、当会議の趣旨である届出者の負担軽減等(負担軽減や利便性の観点から届出者の選択肢を増やすことなど)の視点がない。
- ② 郵送を認めた場合、具体的にどのような支障があるのかがポイント。不正な解体届が行われるなどのデメリットがあるか否か、また、郵送によりどのような問題が発生するのかを具体的に詰める必要がある。
- ③ 国土交通省がなぜ支障となるのかを具体的に説明しないのか不思議であるが、国土交通省が郵送による廃車の届出の支障を説明できない場合は、あっせんを推進してもいいのではないかと。

3 制度の概要等

(1) 道路運送車両法における自動車等の種別

ア 道路運送車両法(昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。)によれば、「道路運送車両」は、以下のとおり、①自動車(2輪車も含む。)、②原動機付自転車及び③軽車両に区分されており、さらに、

- ① 自動車(2輪車も含む。)は、その種別として、普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車

② 原動機付自転車は、総排気量が 0.050ℓ以下のもの（第 1 種原動機付自転車）と 0.050ℓ超 0.125ℓ以下のもの（第 2 種原動機付自転車）

③ 軽車両は、人力若しくは畜力により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具とされている。

また、自動車は、自動車の大きさ及び構造並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力を基準として道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号。以下「車両規則」という。）によりさらに細かく分類されている。加えて、普通自動車等は、車両法第 4 条により、自動車登録ファイルに登録を受けたもの（以下「登録自動車」という。）でなければ、これを運行の用に供してはならないとされている。

イ 自動車及び原動機付自転車について、二輪車、四輪車等の区分により、①管轄機関、②登録制度の有無、③車検制度の有無などを整理すると、表-1 のとおりであり、また、廃車届の郵送を認めているのは、125cc 以下の二輪車（原動機付自転車）について、一部の市区町村が利用者の利便性の観点から認めているのみで、他は郵送による廃車届を認めていない。

表-1 二輪車・四輪車等別の管轄機関、登録制度・検査制度の有無等の比較

区 分		管轄機関	登録制度の有無	車検制度の有無	廃車届の郵送の可否	重量税の有無	軽自動車税等の有無	
車両法の区分								
二輪車	125cc 以下	原動機付自転車	市区町村	無	無	一部可	無	軽自動車税有
	125cc 超 250cc 以下	軽自動車	運輸支局等	無	無	否	初回有	軽自動車税有
	250cc 超	小型自動車	運輸支局等	無	有	否	有	軽自動車税有
四輪車等	軽自動車 (660cc 以下)	軽自動車	軽自動車検査協会	無	有	否	有	軽自動車税有
	登録自動車	小型自動車 普通自動車等	運輸支局等	有	有	否	有	自動車税有

(注) 1 本表は、当室が関係法令及び国土交通省の資料等に基づき作成した。

2 「二輪車」は、「原動機付自転車」、「軽自動車」、「小型自動車」に分けられる。

3 「四輪車等」は、「軽自動車」並びに「登録自動車」である「小型自動車」、「普通自動車」及び「大型特殊自動車」に分類できる。また、「小型特殊自動車」（農耕車等）は、市区町村の管轄になり、同市区町村において原動機付自転車と同じ取扱いとなっていることから、割愛した。なお、軽車両は、自動車の分類に当たらないので記載しなかった。

(2) 本件申出に係る軽自動車

車両法第 3 条及び車両規則第 2 条別表第 1 によれば、軽自動車とは、

① 二輪自動車以外の自動車等で長さ 3.4m 以下、幅 1.48m 以下、高さ 2.0m 以下（内燃機関を原動機とするものにあつては、総排気量が 0.660ℓ 以下）のもの

② 二輪車で長さ 2.5m 以下、幅 1.30m 以下、高さ 2.0m 以下（内燃機関を原動機とするものにあつては、総排気量が 0.250ℓ 以下）のもの

と定められている。

本申出に係る軽自動車は、匿名による要望であり明確ではないが、申出の内容において、二輪車と軽自動車を比較していることなどから判断すると、上記①の四輪（又は三輪）の軽自動車であるものと推定できる。

(3) 軽自動車の廃車手続等

ア 軽自動車の検査・車両番号の指定等の業務は、車両法第74条の3第1項に基づき、国土交通大臣は、軽自動車検査協会に自動車の検査に関する事務であって軽自動車に係るものを行わせるものとしてされており、廃車等の手続についても、管轄機関である 同協会が実施している。

イ 車両法においては、廃車という用語は使われておらず、法令上は解体という用語が使用されており、本件申出は解体に係る手続として扱うこととする。

また、法令上の解体は、次のとおり、

① 車両法第69条第1項第1号に基づく「解体返納」

自動車検査証の返納を伴う解体届出であり、使用済軽自動車を引き取った事業者（解体業者）から解体が完了した旨の連絡（解体報告）がなされた軽自動車のみ手続することができる届出

② 車両法第69条の2第1項に基づく「解体届出」

先に自動車検査証返納届（一時使用中止の届出）の手続を行い、その後、軽自動車を解体したときに行う届出

の2種類がある。このうち、「解体返納」（軽自動車の解体届出と自動車検査証の返納等を同時に行う届出）の手続は、下記ウのとおりであるが、「解体届出」（一時使用中止していた軽自動車を解体する届出）の場合には、あらかじめ「自動車検査証返納届出書」（一時使用中止の届出）を軽自動車検査協会の事務所等に提出し、その際に発行された「自動車検査証返納証明書」を添付する必要がある点などを除けば、「解体届出」手続も「解体返納」の手続とほぼ同様の手続である。

加えて、解体届出の前に行う「自動車検査証返納届出書」は、具体的には、図-1における破線で囲まれた、③軽自動車税申告書の「徴税事務所」への提出、④ナンバープレートの「ナンバー返納事務所」への返納、⑤「自動車検査証返納届出書（自動車検査証返納証明書交付申請書も併用されたOCR軽4号様式）」と「自動車検査証」を軽自動車検査協会に出頭により提出する手続である。

なお、解体を伴う前述の両届出は、車両検査に直接に関わる手続でなく、また、前々回の推進会議において、これらの届出について不正な解体届が行われる可能性等について質問があったが、解体業者が発行する使用済自動車引取証明書に記載された移動報告番号を解体届出に記載する必要があること、解体業者から軽自動車検査協会への解体日等の連絡が行われることなどにより不正が行われ難い手続と考えられる。

ウ 軽自動車の所有者が、軽自動車を廃車する場合には、前述のとおり、車両法第69条等に基づき解体に係る手続を行うこととなるが、解体に係る手続は、一般的には以下により行うこととなる（図-1参照。）。

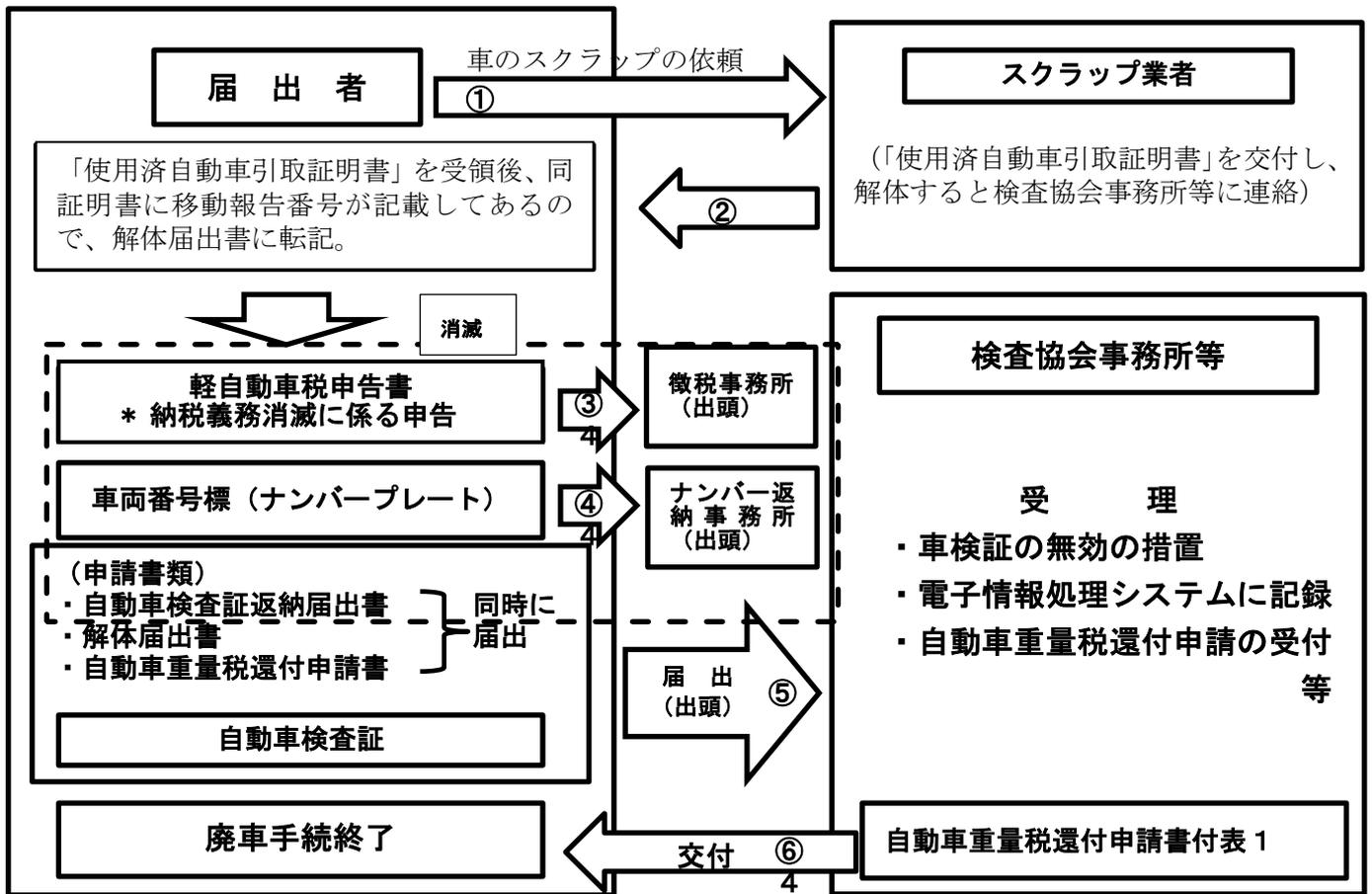
① 軽自動車の所有者が、解体業者等に対して軽自動車の解体を依頼。

② 解体業者は、軽自動車を解体した場合、軽自動車の所有者に「使用済自動車引取証明書」を交付するとともに、軽自動車検査協会に解体した旨を連絡。

③ 所有者は、軽自動車税申告書を記載し「徴税事務所」に提出。

- ④ 所有者（返納届のみの場合は、使用者）は、ナンバープレートを「ナンバー返納事務所」に出頭して返納。
- ⑤ 軽自動車の所有者は、i) 自動車検査票、ii) 「自動車検査証返納届出書・解体届出書・自動車重量税還付申請書（これら3つの届出が1枚のシートにまとめられているOCR軽4号様式の3に、「使用済自動車引取証明書」に記載された移動報告番号も記載。）」を 軽自動車検査協会に出頭により提出。（解体業者から「使用済自動車引取証明書」の通知を受けてから15日以内に手続きをしなければならない。）
- ⑥ 軽自動車検査協会では、上記⑤を受理後、i) 自動車検査票の無効の措置、ii) 電子情報処理システムへの記録、iii) 自動車重量税還付申請の受付を行う。
- また、自動車重量税の還付申請者に対しては、同協会から申請者に「自動車重量税還付申請書付表1」を交付する。

図-1 解体返納（軽自動車の自動車検査証の返納届出と解体届出を同時に行う届出）



- (注) 1 自動車重量税還付申請書付表1は、同申請書を提出することにより、電算機システムで出力されて、その場で同付表1を確認することができる。
- 2 「徴税事務所」は、地方税の手続きを行う団体であり、例えば、社団法人全国軽自動車協会連合会などがあり、また、「ナンバー返納事務所」は、番号標の受け渡しを行う団体であり、例えば、一般財団法人関東陸運振興センターなどがある。
- 3 図の中で、破線の枠内の手続きについては、「自動車検査証返納届出書」に係る手続きであり、「解体届出」の手続きの前に実施する手続きであり、「解体返納」に係る届出様式とは別の様式である。

(4) 軽自動車、登録自動車及び原動機付自転車の廃車手続等の比較

ア 廃車手続等に係る届出書類等の比較

軽自動車、登録自動車及び原動機付自転車の廃車手続等に必要な書類等を比較すると、表-2のとおり、届出等の書類に押す印は、登録自動車は実印（個人の場合）でかつ印鑑証明書が必要であるが、軽自動車及び原動機付自転車は認印（個人の場合）で足りるとされている。

表-2 軽自動車、登録自動車、原動機付自転車における必要書類等の比較

区 分	(解体返納 注2参照)	(永久抹消登録 注3参照)	(標識返納等 注4参照)
申請書等	○ (OCR シート)	○ (OCR シート)	○軽自動車税廃車申告兼標識返納書
所有者の確認書面	×	○印鑑証明書	×
使用者の確認書面	×	×	×
印鑑(個人の場合)	○(所有者の認印) 注5参照	○(所有者の実印)	○(所有者の認印)
委任状(代理申請の場合)	○(認印の押印)	○(実印の押印)	○(認印の押印)
登録時の住所と相違する場合	○住民票等 注6参照	○住民票等 注6参照	登録市町村が受付
自動車検査証	○自動車検査証	○自動車検査証	×(標識交付証明書 注7参照)
ナンバープレート	○車両番号標	○自動車登録番号標	○標識
軽自動車税申告書	○	—	○上記の標識返納書と一緒に手続

- (注) 1 本表は、当室が関係法令等に基づき作成した。
 2 「解体返納」は、自動車検査証の返納を伴う解体届出である。なお、登録自動車においてこれに該当する届出は、「永久抹消登録」である。
 3 「永久抹消登録」は、登録自動車を永久に再使用しない場合の登録である。
 4 「原動機付自転車」における申請書の様式は、軽自動車税廃車申告書と標識返納書とが一体になった「軽自動車税廃車申告兼標識返納書」となっている。
 5 使用者が所有者と異なる場合は、使用者印も必要である。なお、個人の場合は認印であるが、法人の場合は代表者印が必要である。
 6 住民票、住民票の除票、戸籍の附表等、住所の変更履歴が確認できる書類が必要である。
 7 原動機付自転車の場合には、車検制度がないので自動車検査証の返納が不要であり、これに代わるものとして標識交付証明書を添付させているが、同証明書がなくても手続は可能である。

イ 軽自動車、登録自動車及び原動機付自転車における郵送申請の状況等

軽自動車、登録自動車等において郵送申請を認めていない理由等について、国土交通省（軽自動車は自動車局整備課、登録自動車は自動車局自動車情報課）は、次のように説明している。

- ① 軽自動車の検査は、車両法第74条の3第1項により、軽自動車検査協会が行うことになっており、また、軽自動車には登録制度はない上、軽自動車の解体等に係る手続においても出頭して申請等をしなければならないとの法令上の規定もない。

しかし、軽自動車の出頭主義に係る規程は、「軽自動車検査協会検査事務規程」の第2章「検査等に申請の受理」の2-1「構内における掲示等」の2-1-1において「事務所、支所及び分室構内の適当な箇所には、検査等の申請者が見やすいように次に掲げる事項を掲示するものとする。」とされており、“申請者が見やすいように”とは、申請者が出頭して検査等の申請を行うことを前提として取り扱われている。

また、「業務方法書」の第11条において「軽自動車検査協会は、次に掲げる場

合には、検査業務を行わないことができる」と規定され、同条の(3)において「その他定められた手続によらないで検査の申請が行われたとき。」と規定されていることから、解体等に係る届出の郵送を認めていないものである。(軽自動車検査協会も同趣旨を説明。)

- ② 登録自動車は、車両法第4条により登録が義務付けられ、自動車登録令第10条により、電子申請を除き、運輸支局等への出頭を義務付けているため、永久抹消登録等の廃車手続についても、同法令等に基づき出頭により手続を行っている。

なお、原動機付自転車の廃車等の手続は、品川区及び横浜市の場合、①軽自動車税廃車申告兼標識返納書、②標識(ナンバープレート)、③標識交付証明書(紛失した場合は不要)、④さらに郵送の場合は、80円切手を貼った返信用封筒が必要であるが、これら一連の書類等を市町村の軽自動車税担当窓口に出頭により提出するか又は郵送により提出するかにより行うこととなっている。軽自動車税担当窓口では、これを受け付けた後、「廃車受付書」を申請者に交付(又は送付)することとしている。

(5) 軽自動車検査協会の所在地、解体に係る届出件数等

ア 軽自動車検査協会の所在地など

軽自動車の車検等の手続を行う軽自動車検査協会の地方機関をみると、表-3のとおり、主管事務所(ブロック機関の機能を持つ。)が9か所、事務所が44か所、支所が32か所、分室が4か所の合計89か所が設置されている(以下、主管事務所、事務所、支所及び分室を合わせて「事務所等」という)。なお、都道府県庁所在市以外に主管事務所又は事務所がある都道府県は、山梨事務所、岐阜事務所など8都道府県にみられるが、いずれも県都に隣接した市町などに所在している。

表-3 軽自動車の廃車手続等ができる軽自動車検査協会の事務所等の数 (単位:か所)

区分	箇所数	備考(所在する都道府県名など)
主管事務所	9	北海道、宮城、東京、新潟、愛知、大阪、広島、香川、福岡
事務所	44	主管事務所のある都道府県を除き各府県に38か所配置。ただし北海道は6か所配置。
支所	32	青森、山形、福島、茨城、栃木、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、長野、静岡、愛知、大阪、兵庫、広島、福岡、長崎
分室	4	長崎、鹿児島、沖縄
計	89	—

(注) 1 本表は、当室が国土交通省の資料等に基づき作成した。

2 主管事務所又は事務所は、各都道府県に1か所ずつ配置されているが、北海道のみ例外で、札幌主管事務所他、6か所(函館、旭川、室蘭、釧路、帯広、北見)の事務所が配置されている。

加えて、軽自動車の解体の手続に併せて行う、ナンバープレートの返納手続に係る「ナンバー返納事務所(番号標の受け渡しを行う事務所)」及び軽自動車税の申告を行う「徴税事務所(地方税の手続を行う事務所)」は、それぞれ、事務所等ごとに1か所ずつ配置され、事務所等の数と同数の計89か所が配置されている。なお、「ナンバー返納事務所」の団体数、その支部等の数は、48団体・41支部等、また、「徴税事務所」の団体数、その支所等は、16団体・73支所等となっており、両事務所は、解体返納の手続に係る事務所である。

イ 軽自動車の解体に係る届出件数等

平成 23 年度における全事務所等の軽自動車の解体に係る届出件数は、表-4 のとおり、「解体返納」が 11 万 2,351 件（解体件数全体に占める割合は 21.3%）、「解体届出」の件数が 41 万 5,635 件（同割合は 78.7%）、解体に係る届出の合計件数は 52 万 7,986 件となっている。

また、最近 3 年間（平成 21 年度から 23 年度）における全事務所等の軽自動車の解体に係る届出件数の平均件数は、「解体返納」が 13 万 9,872 件（解体件数全体に占める割合は 22.2%）、「解体届出」の件数が 49 万 998 件（同割合は 77.8%）、廃車に係る届出の合計件数は 63 万 870 件となっている。

表-4 年度別、解体返納及び解体届出等の件数等 (単位：件、%)

年度区分	解体返納		解体届出		計		参考 (返納届出)
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	
21 年度	153,134	23.0	511,852	77.0	664,986	100	1,653,081
22 年度	154,132	22.0	545,507	78.0	699,639	100	1,661,268
23 年度	112,351	21.3	415,635	78.7	527,986	100	1,632,883
合 計	419,617	-	1,472,994	-	1,892,611	-	4,947,232
年度平均	139,872	22.2	490,998	77.8	630,870	100	1,649,077

(注) 本表は、当室が国土交通省の資料に基づき作成した。

(6) 軽自動車の解体に係る手続における出頭による総費用（全体経費）の推計等

ア 都道府県内における事務所等数の区分別、軽自動車の解体に係る届出の状況

軽自動車の解体等に係る手続を行う軽自動車検査協会の事務所等数は、表-5 のとおり、全国 47 都道府県で 89 か所あるが、そのうち、都道府県内に 1 つの事務所等しかないのは 26 都道府県となっている。

表-5 都道府県内における事務所等数の区分別、都道府県数等 (単位：都道府県、か所)

県内における事務所等数の区分	都道府県数	備 考 (都道府県名)	事務所等数の数
1 事務所等のみ	26	岩手、宮城、秋田、群馬、山梨、富山、石川、福井、岐阜、三重、滋賀、京都、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、山口、徳島、香川、愛媛、高知、佐賀、熊本、大分、宮崎	26
2 事務所等	10	青森、山形、福島、茨木、栃木、新潟、長野、兵庫、広島、鹿児島	20
3 事務所等	5	神奈川、静岡、大阪、長崎、沖縄	15
4 事務所等	4	埼玉、千葉、愛知、福岡	16
5 事務所等以上	2	北海道 (7 事務所等)、東京 (5 事務所等)	12
計	47	—	89

(注) 1 本表は、当室が国土交通省の資料等に基づき作成した。

2 「都道府県名」欄の枠囲みは、主管事務所を示す。

また、当該 26 都道府県に係る平成 23 年度の軽自動車の解体に係る届出件数の合計は、表-6 のとおり、20 万 5342 件（「解体返納」が 3 万 6,890 件、「解体届出」が

16万8,452件)であり、この26都道府県に係る届出件数の全事務所等に占める割合は、38.9%である。

さらに、都道府県内に1事務所等しか配置されていない26都道府県の中から、13都道府県を無作為に抽出(以下「調査対象13都道府県」という。)し、その届出件数を調べたところ、11万6,832件(「解体返納」が2万2,771件、「解体届出」が9万4,061件)で、調査対象13都道府県に係る届出件数の全事務所等に占める割合は、22.1%であった。

表-6 平成23年度における軽自動車の解体返納等の件数等(単位:件、%、都道府県、か所)

事務所等数の区分	解体返納		解体届出		計		都道府県数	事務所等数
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比		
県内1事務所等のみ配置されている都道府県	36,890	32.8	168,452	40.5	205,342	38.9	26	26
調査対象13都道府県	22,771	20.3	94,061	22.6	116,832	22.1	13	13
県内2事務所等以上配置されている都道府県	75,461	67.2	247,183	59.5	322,644	61.1	21	63
合計(全都道府県)	112,351	100	415,635	100	527,986	100	47	89

(注) 1 本表は、当室が国土交通省の資料等に基づき作成した。

2 「解体返納」、「解体届出」の件数は、平成23年度のデータであり、また、都道府県数及び事務所等の数は、平成23年度末現在の数である。

3 「調査対象13都道府県」は、表3で示した26都道府県のうち、岩手、群馬、山梨、石川、岐阜、三重、京都、和歌山、岡山、山口、徳島、熊本、宮崎の13都道府県である。

イ 調査対象13都道府県における出頭による最大距離の例、総費用等の推計

調査対象13都道府県における「出頭による最大距離」の例を把握した結果、表-7のとおり、和歌山県における太地町から和歌山市までの往復距離が346.0km、三重県における紀宝町から津市までの往復距離が310.2kmなどの例がみられ、また、同様に、「出頭による最大費用」の例としては、和歌山県における北山村から和歌山市までの往復費用が2万8,174円、岐阜県における白川村から岐阜市までの往復費用が2万7,818円などの例がみられた。

また、「出頭による総費用(廃車に係る全ての届出を出頭により手続した場合)」と「郵送による総費用(廃車に係る全ての届出を郵送により手続した場合)」を推計し比較したところ、表-7のとおり、「出頭に係る総費用」が約13億3,333万円、「郵送に係る総費用」が約8,061万円となり、出頭による総費用は、郵送による総費用の約16.5倍となっている。

表-7 軽自動車の廃車に係る出頭による最大距離等の例及び出頭・郵送による総費用の推計

都道府県名 (事務所等名)	出頭による最大距離の例		出頭による最大費用の例		解体関連 届出件数	出頭による 総費用 A (千円)	郵送による 総費用 B (千円)	比率 A/B
	市町村名	往復距離(km)	市町村名	往復費用(円)				
岩手県 (岩手事務所)	野田村	295.2	陸前高田市	20,397	6,933	83,986	4,784	17.6
群馬県 (群馬事務所)	板倉町	155.2	上野村	18,816	12,733	127,323	8,782	14.5
山梨県 (山梨事務所)	上野原市	141.0	丹波山村	20,119	4,494	49,563	3,101	16.0
石川県 (石川事務所)	珠洲市	275.2	珠洲市	21,985	10,477	106,436	7,229	14.7
岐阜県 (岐阜事務所)	白川村	281.4	白川村	27,818	7,609	94,713	5,250	18.0
三重県 (三重事務所)	紀宝町	310.2	紀宝町	25,232	8,631	94,950	5,955	15.9
京都府 (京都事務所)	伊根町	254.2	京丹後市	25,292	14,373	171,658	9,917	17.3
和歌山県 (和歌山事務所)	太地町	346.0	北山村	28,174	7,768	94,636	5,360	17.7
岡山県 (岡山事務所)	新庄村	202.0	鏡野町	19,736	14,256	152,024	9,837	15.5
山口県 (山口事務所)	周防大島町	198.0	岩国市	20,736	9,004	123,858	6,213	19.9
徳島県 (徳島事務所)	三好市	162.8	三好市	20,125	2,876	27,671	1,984	13.9
熊本県 (熊本事務所)	湯前町	217.6	天草市	22,503	8,295	104,832	5,724	18.3
宮崎県 (宮崎事務所)	五ヶ瀬町	293.0	五ヶ瀬町	20,102	9,383	101,678	6,474	15.7
13 府県の合計					116,832	1,333,328	80,610	16.5
1 府県当たりの平均					9,987	102,564	6,201	—

- (注) 1 本表は、当室が平成 23 年度における国土交通省及び軽自動車検査協会の廃車に係る届出件数と都道府県別軽自動車の保有台数などの資料を基に作成した。
- 2 「出頭による最大距離の例」は、県庁所在地から市町村役場までの往復の道路距離であり、インターネットの「ナビタイム」により把握した。なお、道路距離は、一般道を利用した場合の距離であり、高速道路や有料道路を利用した距離ではない。
- 3 「出頭による最大費用の例」における「往復費用」は、「往復旅費」に「労働費用」を加えた費用の例である。また、往復旅費は、旅費法に基づき、各市町村役場、当該支庁等から県庁所在地までの公共交通機関を利用した往復の費用である（届出者の住所から市町村役場までの交通費及び県都から車検場までの交通費は含めていない）。さらに、旅費法上、片道 100km 以上のところは、宿泊費を付けることができるものの、宿泊費は計算から除外した。例の中には、1 円単位での費用が計上されている市町村があるが、これは、バス等の交通機関が一部にないところで、1 km 当たり（1 km 未満は切り捨て）37 円で計算したため端数がでたものである。
- また、労働費用は、毎月勤労統計調査により、平成 23 年における各都道府県の 1 時間当たりの賃金を基に計算し、手続に係る時間を、原則として鉄道・バスの距離が 100km 未満のところは 4 時間、同 100km 以上のところは 8 時間として計算した。
- 4 「解体関連届出件数」は、「解体届出」の件数と「解体返納」の件数を合わせた件数である。
- 5 「出頭による総費用」は、注 3 に定義した 1 件当たりの費用（往復旅費と労働費用を加えたもの）に、都道府県の廃車届出件数を各市町村別の軽自動車の保有台数を基に市町村ごとに比例配分し、各市町村における推定廃車届出件数を求め、それに乗じて全体の総費用を計算した。
- なお、13 事務所のうち 11 事務所は、県都に所在しているが、山梨事務所（県都は甲府市）と岐阜事務所（県都は岐阜市）はいずれも県都に隣接した笛吹市及び羽島市に事務所があるが、県内の全体を推計しているため、県都以外の場所に事務所があっても、総費用はあまり変わらないものと考えられる。
- 6 「郵送による総費用」は、各府県における廃車届出件数に 690 円（定形外郵便物 390 円に書留料金 300 円を加えた金額）を乗じたものである。

(7) 行政書士会の意見等

東京都行政書士会に対して、本申出内容及びこれに係る当室の考え方を説明し、意見等を求めたところ、同会は、「申出は、東北の地震による影響などから出されたものと思う。貴室の考え方はよく分かり、東京都行政書士会も東北の地震の際は、被災地に行き廃車等の手続の応援に駆けつけた。また、当会会員の廃車等の取扱件数はそんなに多くなく、大きな影響は余りないと思うので、貴室の考え方は一応了解した。ただ、全国の行政書士会やその会員にも色々な考え方があり、北海道等の行政書士会は違った考え方を持っているかもしれない。」としている。

加えて、同会は、「将来、電子申請などが進めば、いずれ出頭はなくなるかもしれない。行政書士会としては、会員用の電子申請に係るソフトも作成しており、当該様式の記載においてエラーチェックもできるようにしている。」と説明している。

4 国土交通省の意見等

(1) 国土交通省の回答

- ① 郵送による申請が可能になれば、訂正等を要する申請が一層増え、業務量が増加するとともに、処理が停滞することになる。
- ② 上記①のとおり、事務量が増加し処理が停滞すると、ユーザー全体の不利益につながることになる。
- ③ 出頭することが、申請者の真意を確認し、申請が真正であることを確認する方法として有効であることは、司法判断においても最高裁判決に至るまで一貫して認められている。

(2) 国土交通省の回答等に対する当方の考え方

- ① 訂正等を要する届出の増加に伴う業務量が増加、処理の停滞については、以下の方法によりある程度解消することが可能である。
 - ・ 現状においても訂正等を要する届出があるようなので、この訂正等の原因などの調査を行い、訂正事務が発生しないように対策を立てること。
 - ・ 事務処理の増加、停滞防止に係る対応策としては、郵送による手続マニュアル等を作成し、これを職員に対し周知徹底を図ること。
 - ・ 届出者に対しても、廃車の手続方法や書類の記載方法等について、国土交通省及び軽自動車検査協会のホームページ等に分かりやすく掲載すること。
 - ・ 上述のとおり、職員に対する手続マニュアル等や届出者に対する手続方法や書類の記載方法等については、不動産登記における申請書等の郵便による送付方法、郵送による申請手続を行っている所得税の申告や戸籍謄本請求手続等に係る関連する情報を参考にすること。
- ② ユーザー（届出者）が軽自動車の廃車について、出頭か郵送かを選択するものであり、また、上記①の対策を進めれば、ユーザー全体の不利益につながるものとは考えられない。むしろ、届出者の負担軽減が図られるものとする。なお、原動機付自転車の廃車手続が一部の市町村において届出者の利便性の観点から郵送による受付を認めている。
- ③ 国土交通省が主張する出頭による申請者の真意等の具体的な確認方法が不明であり、また、軽自動車においても、登録自動車と同様に実印による届出と印鑑証明書を添付させるなどにより本人の真意の確認が可能になると考える。

(4) 奨学金の返還に係る据置期間の利息の徴収

1 申出要旨

私の息子は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）から奨学金を受けながら専門学校に通っていたが、体調不良により退学することとなった。退学に当たり、機構の相談窓口である「奨学金返還相談センター」に奨学金の返還手続を照会したところ、「奨学金の返還開始までに6か月の据置期間があり、もし据置期間中に返還したとしても、返還日は、据置期間終了後の初回返還期日となるため、据置期間中の利息が発生する」との説明を受けた。

直ちに返還しても、待機期間終了後に返還したものとして、その期間中の利息を取るということに納得できないので、6か月の据置期間を置かずに返還する場合には利息をとらないようにする等柔軟な対応をしてほしい。

(注) 平成 23 年 12 月 愛媛事務所受付相談事案

2 これまでの議論

○ 第 86 回会議（平成 24 年 6 月 22 日）

- ① 据置期間に利息をとることについては通常の金融業の考え方からすれば当然のことであると思うが、猶予期間を必ず置くこととしている一方、そこに利子が発生することに基本的な問題がある。
- ② 利息をとるとするならば、その期間を放棄した場合、利息は払わなくて済むとする選択制を認めるべきである。

3 第 86 回推進会議前までの機構の意見等

(1) 据置期間を設けている理由

奨学金は経済的理由により修学困難な学生に貸与するものであることから、奨学生が貸与終了後直ちに返還することは困難であると考えられる。貸与終了後、社会人となるなど新たな環境で生活することとなった当初は、様々な出費が重なる等、奨学金の返還を開始するに適當でない状況にあると想定されることから、据置期間を設けず、奨学生に対して貸与終了後直ちに返還の義務を生じさせることは、奨学金制度の趣旨に沿わないと考えている。

また、貸与総額、利息等が確定するのは卒業の直前（3月上旬）であり、これを踏まえて機構では、本人から学校経由で提出させた必要書類等に基づき、10月の初回返還期日に向けて、本人、保証人等の情報整備、割賦額及びその内訳の算出、本人等への通知等の処理を行っている（当該通知は8月頃に実施）。

(2) 据置期間における繰上返還の件数

平成 23 年 3 月貸与終了者約 31 万件のうち、据置期間中の第二種奨学金に係る繰上返還については、約 4,000 件（全部繰上返還：約 3,920 件、一部繰上返還：約 80 件）である。一部繰上返還の件数が全部繰上返還の件数と比較して少なくなっている理由としては、単に需要の相違であると考えられるが、奨学生からの据置期間中

に一部繰上返還をしたい旨の問い合わせに対して、6か月分の据置期間利息が発生することを教示していることにより、対応を変更しているケースもあると考えられる。

(3) 据置期間内に一部返還した場合、据置期間利息の再計算を行っていない理由

前記(1)のとおり、据置期間は奨学生が貸与終了後直ちに返還することは困難であると考えて設けているものであり、基本的にこの期間中の返還は想定していない(ただし、個別の返還者の利便性を考慮し、据置期間内であっても、返還額の一部又は全部について繰上返還ができることとしている)。

また、事業運営に国費が投入されている独立行政法人としては、利用者へのサービスや利便性の向上と、国費で賄われている事業運営に係る経費を抑制することによる国(国民)の負担の軽減とを比較衡量して、種々の取扱いを決定すべきものであると考えている。機構の奨学金事業については、利用者へのサービスや利便性の向上として、次のとおり奨学金制度の趣旨に沿って利用者の経済的負担軽減の配慮がなされている。

- ・ 在学中は無利息であること((株)日本政策金融公庫の「国の教育ローン」は据置期間として利息が発生する。)
- ・ 低金利であること((株)日本政策金融公庫の「国の教育ローン」と比較しても低利である(公庫2.55%、機構1.22%。平成24年4月現在。)
- ・ 繰上返還手数料が無料であること(民間金融機関では有料であるが機構は無料である。)

据置期間中の一部繰上返還に際して据置利息を再計算する場合、繰上返還日を境にして元金額が変わるため、全割賦について再計算しなければ繰上額及び繰上げ後の割賦額が確定せず、また、繰上返還が実行されたことを確認した上で繰上げ後の全割賦回ごとの割賦額及びその内訳を本人に通知する必要が生じることとなる。このように、再計算しない場合とは異なる追加の事務処理が発生することで業務の効率性が損なわれるばかりか、制度変更に係る奨学金業務システムの改修経費(以下「システム改修経費」という。)も必要となる。

据置期間中に全部又は一部繰上返還を希望する利用者のごく一部に限られ、それらの利用者に対して既に盛り込まれている経済的負担の軽減に加えて再計算により負担を軽減することと、事業を低コストで運営することとを比較衡量して、据置期間中の一部繰上返還について現行の取扱いとしているものである。

4 第86回推進会議での意見を踏まえた機構に対する照会結果

(1) 今後考えられる対応方策についての機構の意見

ア 据置期間について無利息とすることの可否

据置期間は、貸与終了後に直ちに返還することは困難であるとの考え方により設定しているものでしかなく、据置期間中の利息を無利息とすることは困難である。

仮に、据置期間を無利息とした場合、

- ① 返還された利息は調達原資である財政融資資金等へ償還する必要があるため、利息収入の減は、利子補給としての国費の負担の増加につながること
- ② システム改修経費が必要となるが、国の厳しい財政状況の下、新たな予算（運営費交付金）の確保は困難な状況であること
- ③ 無利息に変更する前の制度を適用された者との整合性がとれず、既に返還を終えた者及び返還中の者との公平性の観点から問題があること

などの課題があると認識している。

なお、機構にとってのデメリットは、前述の課題に加え、システム改修経費が確保できない場合、運営費交付金で措置されている奨学金事業実施経費を削減せざるを得なくなり、業務全体に支障が出るおそれや、学生、返還者等、一般の利用者に対するサービスの低下が懸念されることであると認識している。

イ 据置期間について選択制にすることの可否

奨学金の貸与総額、利息等が確定するのは卒業の直前（3月上旬）であり、これを踏まえて本機構では、本人から学校経由で提出させた必要書類等に基づき、当該年の10月の初回返還期日に向けて、本人、保証人等の情報整備、割賦額及びその内訳の算出、本人等への通知等の処理を行っている（当該通知は8月頃に実施）。

据置期間を本人の「選択制」とする場合には、最短の据置期間に合わせてこれらの処理期間を短縮することが必要となるが、新規返還開始者は数十万人規模であり、事務処理上の問題から現状においては困難であると考えている（返還者への割賦額等の通知が8月であることから、初回返還期日の選択肢としては現行の10月に9月を加えるのが限度）。

なお、機構にとってのデメリットは、次のとおり想定される。

- ① 返還開始時期が多様化することにより、返還開始前の通知に係る事務が繁雑となる等、事務処理に係る効率性の低下が懸念される。
- ② 制度変更に係るシステム改修経費が必要となるが、国の厳しい財政状況の下、新たな予算（運営費交付金）の確保は困難な状況であり、運営費交付金で措置されている奨学金事業実施経費を削減せざるを得なくなり、業務全体に支障が出るおそれや、学生、返還者等、一般の利用者に対するサービスの低下が懸念される。

ウ 利息の再計算を行うこと可否

利息の再計算については、以下の課題があるため、実施に当たっては慎重な検討が必要であると考える。

- ① 据置期間中に一部繰上返還を希望する利用者はごく一部に限られるが、それら

の者に対して 既に制度上盛り込まれている経済的負担の軽減に加えて、更なる負担軽減を図るために国費（システム改修経費）を投入することについて、国民の理解が得られるか懸念される。

- ② 制度変更に係るシステム改修経費が必要となるが、国の厳しい財政状況の下、新たな予算（運営費交付金）の確保は困難な状況であり、運営費交付金で措置されている奨学金事業実施経費を削減せざるを得なくなり、業務全体に支障が出るおそれや、学生、返還者等、一般の利用者に対するサービスの低下が懸念される。

(2) システム改修を必要とする理由

ア 据置期間について無利息とする場合

現行のシステムは、据置期間中の利息を計算し、それを各割賦に均等に上乗せするプログラムとなっており、返還者等への各種通知や機構内部での情報検索システム等においても、それに合わせたフォーマットになっている。

据置期間について無利息とする場合、割賦額の算出方法に加えて返還者等への各種通知や情報検索システム等の多様なフォーマットについても変更が必要となること、また、その対象は第二種奨学金の新規返還者全員（平成24年3月貸与終了者数：22万人）となるため手作業による個別対応が不可能であることから、システム改修が必須となる。

イ 据置期間について選択制にする場合

現行のシステムにおける据置期間は一律となっており、例えば3月の貸与終了者については10月27日が初回返還期日となるようプログラムされている。

据置期間について選択制にする場合は、選択した据置期間の登録やそれに基づく据置期間利息の計算等に関するプログラムの追加が必要となるほか、返還者等への各種通知や情報検索システム等においても、各返還者が選択した据置期間の表示等が必要となるため、システム改修が必須となる。

ウ 利息の再計算を行う場合

現行のシステムでは、据置期間中に一部繰上返還した場合においても据置期間終期までの利息を賦課するようプログラムされているが、繰上返還後の据置期間利息を再計算する場合は、再計算のみならず計算結果に基づく返還者等への通知作成等もその都度必要となるため、システム改修が必須となる。

なお、システム改修を行わない場合の方法として、表計算ソフト等により別途管理すること等が考えられるが、その場合、返還完了までの長期間にわたり金融機関に渡す毎月の振替依頼データや返還状況等を記載した各種通知等について、基幹システムで作成するものにその都度手作業で修正を加えたり、毎月の振替結果に基づく残返還額等について毎月修正を加えたりすることとなり、トラブルの元となる。しかも、その対象件数は時間の経過とともに増加する。

別途管理する対象件数が仮に当初数十件程度で、その取扱いが暫定的なものであった

としても、一部の情報を基幹システムと切り離して管理することは、このように正確かつ安定的な債権管理への支障及び各種統計資料への影響が大きく、実施は不可能である。

(3) 利息の再計算に係るシステムの改修経費の削減方策

本機構においては、システム改修経費が必要となる案件が発生した場合に、その都度、改修を実施しており、定期的なシステム改修は実施していない。ただし、ある程度の規模のシステム改修案件があれば、それと併せて利息の再計算に係るシステム改修を実施することで、いくらかのコストダウンを図ることが可能であると思われる。

なお、今後、マイナンバー法の施行に伴う情報提供ネットワークシステム（情報連携基盤）との接続のためのシステム改修を予定しているが、これについては先行き不透明な部分があることから、現時点では具体的な見込みが立たない状況である。

<参考>

- 利息の再計算に係るシステム改修経費 66,258 千円（見積額）
- 最近の主なシステム改修
 - ・ 東日本大震災の被災者等への対応に係るシステム改修
 - 平成 23 年度実施 （貸与関係）実績額 46,200 千円
 - （返還関係）実績額 43,050 千円
 - ・ 所得連動返還型無利子奨学金制度創設に係るシステム改修
 - 平成 24 年度実施予定 見積額 114,387 千円